

## 当 座 預 金

商 品 名	当 座 預 金
販売対象	・個人、法人（但し、当座預金の開設には当金庫の審査があります。）
期 間	・定めません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手が支払いのために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合にお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・お利息はつきません。
税 金	・なし
手数料	・手形用紙、小切手用紙の発行については当金庫が定める手数料をいただきます。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
付加できる特約事項	・なし

<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>・なし</p>
<p>金利情報の 入手方法</p>	<p>・なし</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総務部（9時～17時、電話：0763-22-2200）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、上記仲裁センター等は、東京都以外の各地（一部地域を除く）のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、上記仲裁センター等とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、前記弁護士会等または総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<p>・預金保険制度により全額保護されます。</p>